

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月31日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 吳 柏 勲
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部 証券財務グループ 中尾 佳永
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部 証券財務グループ 中尾 佳永
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 4,932,950,000円 (注) 本募集は、2023年8月4日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。 また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権が消滅した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月4日付で提出した有価証券届出書及び2023年8月10日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が2023年8月31日に確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	55,445個（新株予約権1個につき100株）
	<省略>

<省略>

(注)4. 募集の対象となる者の人数及び発行数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	2	1,500
当社の執行役員	4	2,000
当社の従業員	833	47,745
完全子会社の取締役	7	1,230
完全子会社の執行役員	3	190
完全子会社の従業員	42	2,460
その他の子会社の従業員	6	320
総計	897	55,445

(訂正後)

発行数	55,000個（新株予約権1個につき100株）
	<省略>

<省略>

(注)4. 募集の対象となる者の人数及び発行数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	2	1,500
当社の執行役員	4	2,000
当社の従業員	827	47,360
完全子会社の取締役	7	1,230
完全子会社の執行役員	3	190
完全子会社の従業員	41	2,400
その他の子会社の従業員	6	320
総計	890	55,000

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	1 5,544,500株 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、欄外(注)1の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たりの行使時の払込金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、824.6円と割当日の終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方の価格とします。 ただし、欄外(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,571,994,700円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2023年8月3日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値により算出した見込額であります。 新株予約権の行使価額は、当該日と割当日の東京証券取引所の終値のいずれか高い方であるため、発行価額の総額は増加する可能性があります。
	< 省略 >

< 省略 >

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	1 5,500,000株 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、欄外(注)1の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たりの行使時の払込金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、896.9円とします。 ただし、欄外(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,932,950,000円
	< 省略 >

< 省略 >

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2、3	差引手取概算額(円)
4,571,994,700	5,000,000	4,566,994,700

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、2023年8月3日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値により算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等です。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2、3	差引手取概算額(円)
4,932,950,000	5,000,000	4,927,950,000

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等です。